

1. 件名：「国立大学法人京都大学との核燃料物質の使用変更承認申請に関する
面談」
2. 日時：令和2年1月8日（水） 14：10～14：35
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
4. 出席者
原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
菅原企画調査官、本多安全審査官、石井係長
国立大学法人京都大学 助教授
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。
6. 配付資料
資料1 京都大学複合原子力科学研究所 核燃料物質使用許可変更申請について

時間	自動文字起こし結果
0:00:17	ほか、
0:00:39	確認。
0:00:40	ほか編。
0:00:43	ありがたいと思います。まず初めに、
0:01:05	3、
0:01:06	新たに
0:01:07	低としております。
0:01:09	こちら、
0:01:12	ROV方ですね、審査を受けております原子炉用燃料とは違いましてですね、あくまで使用施設としてのサンプル実験をサンプルとして、このようなものを入手したいというふうにご考えているところでございます。
0:01:29	このためですね現行のですね、許可内容に対して、濃縮ウラン、
0:01:34	の各系としてですね、ウランモリブデン合金を追加するとともにですね消火量の変更は正確には追加になるんですけどもしたいというふうにご考えている次第でございます。
0:01:46	さらにですね利用目的についても追加したいと考えております。
0:01:52	すみません。
0:01:53	変更内容及び今後の予定といたしましては、KUCAの
0:01:57	これ、
0:01:58	失礼しました。
0:02:00	KUCAの炉心においてですね、原子炉物理実験、
0:02:03	ここで言いますと反応度測定とかですね、反応率測定とかですねまたサンプルから出てくるガンマ線等ですね、測定ようにですね。
0:02:12	濃縮ウランを用いたウランモリブデン合金サンプルリターン、こちらの図にあるようなものをですね、新たに入手したいと考えております。
0:02:20	手数料といたしましては合計、このような枚数ですね、ウランの総量としてご覧の総量とウラン 23 号の量としてはこのような値とこととでございます。こちらのをですね入手したとしても令 41 条非該当施設になるということとでございます。
0:02:39	で貯蔵につきましては現在KUCAの炉室内にあります既存の増加を使用したいというふうにご考えておりますところとでございます。腫瘍許可の主な変更点とし

※ 1 音声ソフトによる自動文字起こし結果を掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

	てはここに挙げさせていただいているところになりますが、まずKUCAの許可量のうち、濃縮ウランの許可量を
0:02:58	現行の値からですね。
0:03:00	このような値に変更したいというふうに考えているところでございます。
0:03:04	また、濃縮ウランの加工系についても、ウランモリブデンを追加したPRAモリブデン号機ですねを追加したいというふうに考えております。また、利用目的としてはですね、原子炉物理実験というものを追記追加いたしまして、イシイ炉心に当該サンプルリターンを装荷して反応度測定反応率測定
0:03:23	そうですね。こっちに用いる旨を記載してさらにですね、こちらをですね持ち出した上で、サンプルからとも放射線測定なども行いたいというふうに考えているところでございます。
0:03:36	貯蔵庫は、こちらに係る貯蔵庫のすいません貯蔵庫に関わるですね、貯槽量の変更も行います。また臨界集合体における現行の記載を新規性基準対応に変更するというところでちょっと線量評価等を含む必要があるんですけども。
0:03:53	買いたいというふうに考えているところでございます。以上の変更についてできる限り早い段階での変更申請を今予定しているところでございます。以上でございます。
0:04:07	規制庁のホンダホンダですねとありがとうございました。
0:04:13	何かご質問等あればお願いしたいんですけどまずよろしいでしょうか。
0:04:18	個々の原子力科学研究所はちょっと現状の整理にしかないんですけども、今のほう該当使用者であって、保安規定もお持ちで、保安検査も受けていると思われるんですけども。
0:04:34	今回この高合計サンプル板を使って、
0:04:39	原子炉物理実験をやる。
0:04:43	というのは、該当施設としての
0:04:51	なんて言うんでしょ現象核実験ショーで置いてやりたいということで、すみませんその前に該当施設もありますけれども、中にはその非該当施設も何ヶ所かあると理解してますけどその非該当施設で行うのではなくて、
0:05:08	該当施設のところでやるという理解ですかそれとも
0:05:13	うん。違うんだよ。
0:05:15	あと、
0:05:16	現在のKUCA臨界実験装置自体は
0:05:21	トレン 41 条の非該当でありますけれども、使用どうしての該当施設ではございますので、その中での使用をしたいということで、主にですねこの部位に書きましたように角形の追加と物量の許可量の変更を行いたいと。

※ 1 音声ソフトによる自動文字起こし結果を掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

0:05:37	いうところが主なところでございまして現在のKUCAにつきましても、このようなその濃縮ウランの物自体はですね、使用できる状態ではあるんですけども、許可量がですね、少ないということがございますので、そちらをふやしたいと。
0:05:53	いうことでございます。
0:05:57	規制庁のホンダですいませんちょっと認識をもうちょっと私が間違ってたのかもしれませんが現状の早期保安検査を受けたり保安規定を
0:06:09	の対象となっているそのKUCAっていうところの核燃料物質の目的、
0:06:15	ていうのは、その核燃料物質小樽貯蔵してるだけ。
0:06:18	という
0:06:20	ふうに思ってたんですけどそこが規定の対象の施設であり、
0:06:25	保安検査設けてる施設だと思うんだけどそこはまた別の場所
0:06:32	京都大学の高瀬本規程とですね、本検査を受けているところというのはですね、金融支援の中に、の建屋の中にはあるんですけどもその中の一部分でございまして、
0:06:45	そこはですね、確かに貯蔵しているのみでですね、全く仕様等はございません。
0:06:54	そこはですね、別保安規定で41条が1非該当施設になるKUCAの中での例えばフィッションチェンバとかですね小さい泊とかですね、そういった等使用をする。
0:07:11	場所の中に追加をするという追加するということで本規程とかですね、こちらの方とはちょっと別動別の施設ということになります。はい。
0:07:27	規制庁のホンダですねすいません。当その保安検査対象或いは保安規定に基づいた施設と別の場所で、
0:07:37	に懇利用目的を追加したり5件を追加したり、或いは貯蔵量のふやすというふうことは理解しました。
0:08:11	規制庁の石井です。濃縮ウランの許可量が現行の5グラムからウラン総量でg核分裂性物質■グラムに変更とあるんですけども、
0:08:26	これ具体的にその濃縮ウランの量としては幾つになるんですこれは■gという認識でいいんですけど、この5%以上の濃縮ウランの量が■gという認識でいいのかわりかちょっとお聞かせいただければと。
0:08:41	5%以上の20%未満の量としてこの辺りになるということですね0で1個当たりはですねこの済みに変えたという。
0:08:51	はい。
0:08:51	これを

※1 音声ソフトによる自動文字起こし結果を掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

0:08:53	この前数、
0:08:56	受け入れることになれば、
0:08:59	サポートして、
0:09:01	ぐらいの総量としては、この辺りに3号炉優先ということでございまして、実際のもの、もちろんアルミのおりますので、総量としてはウランとは別の総量としてはもう少しありますけれども、ウラン量としては答えます。
0:09:22	そうするとですね、41条。
0:09:39	資料
0:09:44	そういう
0:09:47	ここであれば5%以上のものが700gという条件があるんですけど、そうするとこの■■■■gとなるとその700を超えてしまっている。
0:10:01	に見えるんですよ。そうするとこれ該当になってしまおうんではないかと思うんですけど、ここはどのような
0:10:10	一方で、
0:10:13	すみません、もう1相開放工場さん五行出ますよね。
0:10:21	磯子量で
0:10:22	はい。
0:10:28	23号でいくと。
0:10:35	また、
0:10:37	被害。
0:10:43	あります。
0:11:14	になるんですけども、現在当方ですね。
0:11:19	失礼しました。合計のu
0:11:24	取り組み後ですね、燃料につきましては、先ほど申しあげました通りでございます。
0:11:31	言っているところでございまして、その方の申請もさっき通して延ばさせていただいているという状況でありますとですね、燃料のですね
0:11:42	形状等といいますか。ママの今の
0:11:45	ちょっと代表炉心話題について議論させていただいてるところであるんですけども、
0:11:56	にる前にですね当然こういったものを使ってですね、いろいろとその成果を図りたいというところがございます。いただいているということで、
0:12:10	規制庁の特性と最後、
0:12:14	はい。

※1 音声ソフトによる自動文字起こし結果を掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

0:12:17	はい。
0:12:18	特段の関係において、
0:12:22	このとして今回申請させていただいて炉での扱いと関連付けてというか、そういったものがあるのかちょっと教えていただければと思います。
0:12:32	ですね、物が同じものになるということですね、もう直接的な関係はございませんで原子炉用燃料を受け入れた場合というのは、こちらで今回入手者サンプルというものはおそらく混在して使用するようなことはないです。
0:12:51	ということですねあくまで実験を核燃のサンプルとしてですね、通常の核燃の油のようなものですね、あれと同じような位置付けですね。
0:13:03	反応度と測定するとかですね、サンプル自体の
0:13:11	ガンマ線と放射線等を図ってですね、やるということで、
0:13:16	考えておるところでございます。
0:13:32	規制庁の今度すみませんここの変更を
0:13:36	されたいな場所っていいですか、施設といいますの名称は、
0:13:41	ちょっとこちらに、
0:13:44	して幾つかあるんですけどどこに当たるのかちょっとそうはっきりさせて、
0:13:51	いただきたいなと思って。はい。
0:13:54	現在の使用変更承認申請書の中ですね。
0:13:59	えーとですね、No.でいきますと、
0:14:03	すみません。ですね。
0:14:26	臨界集合体を5回ということで非該当建屋として該当施設です。はい、ありますので、
0:14:36	規制庁の本田ですけど、その臨界集合体等というビルでこういう5件サンプル以下を庁同士或いは使用指定をするという計画ということで、はい、おっしゃる通りです。
0:15:15	ここは、
0:15:22	申請
0:15:24	ますという
0:15:26	相馬委員等の的なメンバーになると思うんですけどこのできる限り早く申請予定というふうに最後の御説明でしたけど、
0:15:34	まず、
0:15:35	道路なんかこうしろが切られているというか、いつから始めたいっていうとある
0:15:43	今お答えできる範囲で、
0:15:46	お願いいたします。

※1 音声ソフトによる自動文字起こし結果を掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

0:15:51	現在サンプルのですね、作成のほうですね。
0:15:58	場所ですね、燃料を作っている会社のところで作り始めていると作っているところをごさいますて、なるべく早いうちにですね、こちらを復帰できるような形でいきたいというふうに考えておるところでございます。
0:16:18	リスクのところ申し上げますと以前にもちょっと同じような内容で御説明させてそのあとちょっと若干全長の変更仕様の変更がありましたので、
0:16:27	今回こういったところ、
0:16:31	はい。
0:16:32	どうぞ。
0:16:33	補足いただいております。
0:16:35	はい。
0:16:36	なるべく早い
0:16:42	もうちょっと具体的な日付についてはちょっと心配させていただきます。
0:16:47	もう
0:16:49	。
0:16:51	なるべく早いうちにですね。
0:16:53	ご承認いただければ早いうちにちょっと受け入れができるというところでございますので、
0:16:58	新規制対応等ちょっと入ってくるので。
0:17:03	未収ということで、
0:17:08	そうしているんですけども、
0:17:12	させていただいて審査に移っていただければというふうに考えてございます。
0:17:20	規制庁の本田です。ありがとうございました。
0:23:27	規制庁のホンダでそうしましたらも今日のところの御説明は今後の変更も予定している申請の内容の概略みたいなものを御説明いただいた。
0:23:40	と思いますので、今後京大さんのほうで申請
0:23:47	準備が整いつつある段階でまた面談等々。
0:23:51	はい。
0:23:54	表のほうになります。
0:23:56	はい。
0:24:01	タカハシ
0:24:09	京都大学複合原子力科学研究所における核燃料物資料。
0:24:15	新設についてのメンバーをこれで終わります。

※1 音声ソフトによる自動文字起こし結果を掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。